平成２３年（フ）第３５号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番24号　サンライズ大和Ｐ－１　201号
債務者　八木下玲子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９号
横浜市神奈川区大口仲町114番地２　レオパレス大口101号
債務者　内田　涼子
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８１号
横浜市瀬谷区瀬谷３丁目７番地19　エスポワールツユキ101
債務者　野崎　大輔
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１５３号
横浜市戸塚区品濃町522番地１　ヴィラ・ラフィーネ202号
債務者　小原　慶太
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８４号
神奈川県海老名市上今泉６丁目28番６―103号
債務者　木村　宣夫
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２３１号
横浜市港南区日野２丁目22番63―105号
債務者　吉田　光昭
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３５４号
横浜市南区井土ケ谷下町44番地21　三木ハイツ
債務者　伊禮　勇
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７０号
横浜市港北区綱島東５丁目４番43―302号
債務者　闢川　利一
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７３号
横浜市旭区川井本町11番地４　ディアコート203号
債務者　高野ひろみ（旧姓可児）
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３７６号
神奈川県藤沢市鵠沼石上３丁目４番９号　サンハイツ鵠沼201号
債務者　浅場　優
1　決定年月日時　平成23年２月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月22日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１７号
栃木県鹿沼市千渡1947番地
債務者　増渕　芳男
1　決定年月日時　平成23年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第８９号
栃木県下野市石橋263番地30
債務者　市川　寿郎
1　決定年月日時　平成23年２月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第９４号
栃木県那須郡那須町大字富岡1085番地276
債務者　川口　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年３月25日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産終結

平成９年（フ）第３１４９号
大阪市天王寺区上汐３丁目８番26号
破産者　ノバ株式会社
1　決定年月日　平成23年２月24日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続終結

平成２２年（フ）第１４号
栃木県那須塩原市橋本町２番28号
破産者　白宝砕石株式会社
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成２２年（フ）第３３５号
金沢市湊１丁目93番地12
破産者　株式会社ナカノメタルワーク
1　決定年月日　平成23年２月25日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
金沢地方裁判所